

質問事項一覧

1. 第5分野全般

- ① 第5分野の成果目標1番目、2番目、4番目の進捗状況を御教示願いたい。第5分野の成果目標3番目については市町村の配偶者暴力相談支援センターの運営状況（設置部署、態勢、運営状況、予算）、4番目については要保護児童対策地域協議会への参画状況を御教示願いたい。【納米委員】
- ② 重要な法改正が続いたため、女性に対する暴力に関する関係法律の改正について、警察や検察、可能であれば裁判所における、警察官、検察官、裁判官への周知状況について御教示願いたい。【後藤委員】
- ③ 刑法改正後の司法手続の状況について御教示願いたい。【浦委員】

2. 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり（第5分野 柱1）

- ④ 5次計画第5分野柱1の具体的な取組中「⑭重大事件等の暴力被害に関する必要な検証」はどのように行われているのか御教示願いたい。この項に限らず、基本計画に盛り込まれた事項がどのように実施されているかについては、中間年フォローアップ時に限らず、専門調査会へ報告いただきたい。【納米委員】

3. 性犯罪・性暴力への対応の推進（第5分野 柱2）

- ⑤ ワンストップ支援センターが果たす役割は非常に大きく、5次計画により24時間365日対応が進み共通ダイヤルが設置されたことは大きな成果だが、運用上、医療機関の確保に苦労しているセンターも少なくなく、医療機関のレベルも様々。少なくともワンストップ支援センターから警察につながるべき事案で、証拠保全や緊急避妊など短時間で確実な運用が求められるものについては充実すべきと考えるが、ワンストップ支援センターが同行し医療機関で証拠保全したものを、証拠能力の高い状態で保管できているところは少ないと認識。一方、性的いじめ等ワンストップ支援センターが得意とする環境調整などのソーシャルワークが必要なものについては、警察からワンストップ支援センターに紹介すべきではないかと考えている。5次計画に掲げる警察とワンストップ支援センター等関係機関の連携については達成が不十分であると考えているが、好事例の展開や通知などによる連携の浸透はできないのか。【種部委員】
- ⑥ AV被害防止法や刑法性犯罪規定改正後の状況（特に検挙人員や起訴・不起訴の統計）について現時点で把握している範囲で御教示願いたい。【後藤委員】

4. 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進（第5分野 柱3）

- ⑦ 被害者が児童生徒の場合の性暴力の検挙人員・起訴人員及び懲戒処分の件数について御教示願いたい。【後藤委員】
- ⑧ 「生命（いのち）の安全教育」の現在の進捗や今後の見直しの方向性について御教示願いたい。【浦委員】

- ⑨ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の説明の中に、「教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等」とあるが、教職課程コアカリキュラムに位置付けないと実施される可能性が低いのではないか。【渡邊委員】

5. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進（第5分野 柱4）

- ⑩ 昨年10月に専門調査会下の配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループで取りまとめた「DV対策の抜本的強化に向けて」において、保護命令の申立ての支援強化として、配偶者暴力相談支援センターが行った相談の受付、心理カウンセリング、一時保護を行った事実、警察が援助申出書を受理した事実について、被害者からの求めにより当該事実を記載した書面を交付するようにすべきと提言した。改正DV防止法の施行まで5か月を切ったが、当該書面の交付など、申立て支援強化に関する準備状況を御教示願いたい。【可児委員】
- ⑪ 「DV対策の抜本的強化に向けて」において、内閣府において、改正後のDV防止法の運用状況等を把握・分析し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のために必要な更なる対応について検討を進めるべきと提言した。法施行後の運用状況等の把握・分析に関し、その方法等、現時点において、何か検討されている事柄があれば御教示願いたい。【可児委員】
- ⑫ DV防止法における暴力の定義が変わったことは、大きな成果であったが、令和6年度から精神的暴力についても保護命令の対象となるにあたり、精神的暴力の証明として医療に心身症状の診断を求められることが想定されるものの、その診断はどのような診療科の医師が行うのか（精神科医でなければ行えないのか）。虚偽DVとして損害賠償を受けるリスクへの対応も検討すべきと考えるが、医療側にまだその動きはなく、DVに関する研修を受けた者も極めて少ない状況であり、検討の場が必要ではないか。【種部委員】
- ⑬ DVから逃げた後の自立支援について、民間シェルターとの連携を位置づけ協議会を法定化したことで、柔軟な自立支援が浸透することに期待しているが、民間団体の運営基盤は脆弱であり、報酬が低く、常勤として働く若い支援員を雇用できず、支援員が高齢化している。一時保護委託による措置費だけでは自立支援の段階に入ってから運転資金がないのが現状だと思うが、自立支援にかかる人件費として使い勝手の良い補助金や、地方自治体で安定して財源を確保できる仕組みはないのか。【種部委員】
- ⑭ 精神的暴力も含めた加害者対応が必要となるが、家庭教育、学校教育、社会教育のそれぞれにおける未然防止や啓発が重要となると考えている。精神的暴力の啓発方針について今後の取組を御教示願いたい。【中村委員】
- ⑮ 加害者対応について、本年度後半の取組を含めた今後の見通しを御教示願いたい。【中村委員】
- ⑯ DV被害者支援につき、現状でも地域差が存在すると認識している。「婦人相談所による一時保護者数の推移」として、一時保護委託を含む婦人相談所による一時保護者数が示されているが、都道府県ごとのデータがあれば開示してほしい。【可児委員】

- ⑰ 5次計画第5分野柱4の具体的な取組中⑫にある「民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護」について、婦人相談所の一時保護所では施設等の制約上利用しにくい利用者に柔軟に対応するため民間シェルター等への一時保護を活用するものと認識しているが、民間シェルター団体からは、「民間シェルターに委託で入所中も、婦人相談所の一時保護と同様、携帯電話を使わせないようにするよう婦人相談所から民間団体に指示される」、「ペットも同伴可のシェルターは、一時保護委託扱いにできない」とする自治体があるという話を聞く。柔軟に、当事者のニーズに合わせた対応をする民間シェルター等に一時保護を委託できないということはないと考えて良いか。婦人相談所の一時保護の基準が狭い、不透明だという批判があるが、困難女性支援法施行に合わせ、一時保護の基準の明確化や柔軟化が行われるという理解で良いか。【北仲委員】
- ⑱ 5次計画第5分野柱4の具体的な取組中「⑬ 被害者は身体的に傷害を受けたり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えることが多いことから、事案に応じて、医師、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行う。」とあるが、男女共同参画センターの相談窓口には、同居・別居の別、離別前後を問わず、暴力により精神面での健康が悪化している相談者からの相談が非常に多い。被害者へのメンタル面の支援をどのように充実させていくかについて施策の方向を御教示願いたい。【納米委員】

6. ストーカー事案への対策の推進（第5分野 柱5）

- ⑲ 先般の福岡県でのストーカー事案を受けた対応の検証状況やストーカー対策の今後の見直しの方向性について御教示願いたい。【浦委員】
- ⑳ ストーカー被害者に一時避難用に宿泊予算などを確保していると以前報道等で見聞きしたが、現在も行われているか、全都道府県で行われているものなのか。【北仲委員】

以上